



弁護士法人

中央総合法律事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
〒106-0032 東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
電話 03-3568-7244(代表) / ファクシミリ 03-3568-7245

2009 春号

2009年 4月発行 第54号



ご挨拶

新緑の息吹も大地に満ちあふれる季節となり、益々ご清祥のことと存じます。

さて、今般、「判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律」に基づき、法務大臣との取り決めにより、弁護士の職務経験をするため、去る4月1日、検事から大阪弁護士会に弁護士登録をされた堀貴博君を迎えました。弁護士として弊事務所で2年間の弁護士実務を経た後、検事に復帰いたします。同君にとっても意義ある実務経験を積んでいただきたと考えていますが、事務所にとっても検察官としての職務経験を生かした事案の解明や対応に大いに力量を発揮してくれるものと存じます。2年間ではありますが、何卒私共と同様ご厚誼のほどお願いいたします。

弊事務所で勤務しておりました福栄泰三弁護士が、4月1日、めでたく義父の木村修治弁護士の経営する木村法律事務所のパートナーとして独立、開業する運びとなりました。心よりお祝い申し上げたいと存じます。福栄弁護士は、弊事務所在職中、持ち前のバイタリティで意欲的に事案に取り組み、皆様のご信頼を得ておりました。独立後はお義父様とともにその法律事務所を更に発展させていかれるものと信じてやみません。何卒ご支援、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

加來武宜弁護士が「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」に基づき、来る4月20日より平成23年4月30日まで2年間、任期付国家公務員として金融庁検査局に勤務することになりました。弊事務所における弁護士経験を生かし、金融庁検査局においてもその能力を充分発揮してくれるものと存じます。同時に、その職務を通じて得られる見識により、同君自身も弁護士として一層の飛躍をして帰所してくれるものと期待しています。今後も何卒ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

所長弁護士 中 務 嗣治郎

金融庁検査局への出向に際して

弁護士 加來 武宜



弁護士

加來 武宜
(かく・たけよし)

〈出身大学〉
神戸大学法学部

〈経歴〉
2006年10月
最高裁判所司法研修所修了
(59期)
中央総合法律事務所入所
2009年4月
金融庁検査局に出向

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

1 ご挨拶

このたび、金融機関等に対する検査等に従事する職員として、金融庁検査局における職務に就くこととなりました。

当該職務は、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」に基づき、任期付国家公務員として勤務するものであり、任期としては平成21年4月20日から平成23年4月30日までの期間が予定されております。

当職は、弊事務所にて、平成18年より様々な業務に携わってまいりましたが、この間、金融商品取引法、信託法、保険法等、様々な法律の変化があり、また、いわゆるサブプライム問題、リーマンショックなどを契機とする経済情勢の急速な悪化など、法的、社会的な金融情勢の変化を、現場の弁護士として身をもって体験し、金融法務に大きな興味を抱くようになりました。

いまだ経験の浅い若輩の身にて、今般、任期付公務員としての勤務を開始することにつきましては自ら考えることも少なからずありましたが、この「今」という時期に金融法務の最前線に身を投じることは、「今」しかできない非常に有益なものであると前向きに考え、事務所の許しを得て、このたびの出向を決意いたしました。

クライアントの皆様には、様々なご迷惑をおかけすることとなりますが、何卒ご容赦のほどお願い申し上げます。

2 金融庁での業務内容

金融庁においては、その取扱業務に応じ、検査局、総務企画局、監督局、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会等が設置されておりますが、今般、私は検査局にて任期付公務員として業務に従事することとなります。

検査局における中心的業務は金融機関（銀行や保険会社等）の財務や業務の適正性が確保されているかどうかの検査業務であり、私も主としてこの検査業務に従事することとなりますが、その他、金融庁内で発生した法律関連問題及び訴訟対応、金融検査マニュアルの整備業務等も併せて取り扱うこととなります。

こういった業務は、行政における立場でしか体験できないものであり、当職にとっては行政機関からのものの見方、考え方を身につけることができる絶好の機会と感じております。

3 新たな業務に際しての抱負

金融庁においては、我が国における経済の持続的成長を図るため、金融・資本市場を魅力あるものとし、国際的な競争力の増大を図ることを目的とした市場強化プランを公表しており、当該プランをまさに実践している最中にあります。

検査局においても、当該市場強化プランに即した検査業務を行うこととなりますが、我が国の経済情勢にも影響するような重要な任務に携わることができる喜びを感じるとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いがいたします。

2年間という短い期間ではありますが、金融法を最前線にて取り扱う現場において、最新知識を取得し、検査業務を経験できることを至上の機会と考え、真摯に一日一日の業務に携わる所存です。金融機関のみならず、あらゆる会社において、コンプライアンス態勢の整備が要求されている中、任期を終え、弁護士としての勤務復帰後は、経験を生かし、クライアントの皆様のお手伝いができればこれに勝る喜びはありません。

また、金融庁検査局長が公表している「金融検査に関する基本指針」においては、検査局の検査官の心得として、以下の5つを挙げられています。

- ① 国民 に対する使命
- ② デュー・プロセス
- ③ 信頼 の醸成
- ④ 自己研鑽
- ⑤ チームワークの精神

これらの心得は、専門家である弁護士としての心得に相通じる部分も多数ある反面、弁護士業務のみでは会得できない部分も含んでおり、弁護士業務とは異なった立場からこういった姿勢を身につけるといったことも得難い経験であると感じています。

私としては、全力で与えられた職務に励み、また自己研鑽を欠かさないよう努力する所存でありますので、クライアントの皆様には、何卒、ご容赦のほどよろしく願いいたします。

新入所弁護士ご挨拶



弁護士

堀 貴博
(ほり・たかひろ)

〈出身大学〉
近畿大学 法学部

〈経歴〉
2003年10月
最高裁判所司法研修所修了
と同時に検事任官(56期)
東京地方検察庁 検事
神戸地方検察庁 検事
松山地方検察庁 検事
横浜地方検察庁 検事 歴任
2009年4月
「判事補及び検事の弁護士
職務経験に関する法律」に
基づき2年間弁護士職務経
験のため大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

〈取扱業務〉
刑事、民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

はじめまして、堀貴博と申します。この度私は、判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律に基づき、いったん検事の職を離れ、中央総合法律事務所において、弁護士としてその職務に従事することとなりました。

私は、平成15年10月に検事に任官してから約5年6か月間その職務に従事してきました。検事の職務は、主に刑事事件の捜査、公判での立証活動を行うことで、過去に発生した事件が対象となります。検事は、事件を直接見聞きしたわけではありませんので、証拠を収集し、被害者や被疑者などの取調べを行い、事件の真相に迫ります。しかし、事件の真相を解明することは容易ではありません。物証は決して嘘をつきませんが、人証は嘘をつくことがあります。自分にとって不利になるような事実を隠そうとするのは、人の心理として当然にあります。しかし、一方で、人は自分に不利になるような事実も語ります。人には罪悪感、反省、悔悟、嘘をつくことへの後ろめたさ、家族・恋人など大切な人に対する思いといった複雑な感情があるからだと思います。検事の仕事は、そのような複雑な感情を持った人と向き合いながら事件の真相を解明していくことです。したがって、私自身、そのような検事の職務に従事してきて、検事とは、人というものを深く知ることが第一歩であり、かつ、永遠の課題だと切に感じてきました。

さて、私は、この度、弁護士の職務に従事する機会に恵まれました。弁護士の仕事も、検事と同じく複雑な感情を持った人と向き合いながら様々な問題を解決していくことではないかと思っています。私自身、弁護士としての経験はありませんが、これまでの検事としての実務経験を活かしつつ、新しいことにも積極的に取り組み、初心を忘れることなく日々の研鑽を積み重ね、依頼者の皆様に信頼される弁護士となるため、惜しみなく努力して参る所存ですので、皆様ご指導ご鞭撻のほど、宜しくお願い致します。

独立のご挨拶

謹啓

春暖の候 皆様には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、私こと、平成17年10月より弁護士法人中央総合法律事務所にて執務して参りましたが、今般、中務嗣治郎先生をはじめとした先生方のご快諾を得て、独立することとなりました。

在職中、多大なご厚情を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

弁護士法人中央総合法律事務所では、金融、不動産、M&A、倒産・事業再生、労働、民事、家事と多種多様な案件に関与させていただきました。

独立するにあたり、個々の案件を振り返ってみました。全て昨日のこのように思えます。

案件を通じてご指導いただいた先輩弁護士や依頼者の方々に対する感謝の気持ちが膨らむとともに、弁護士の職務の責任の重さを改めて感じております。

独立後は、大阪市内において義父である木村修治弁護士とともに執務することとなりますが、在職中に得た知識とノウハウを基本として、日々研鑽を積み、職務に邁進する所存です。

今後とも、一層のご支援ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

謹白

平成21年4月吉日

〒530-0014 大阪市北区鶴野町4-A-115 コープ野村梅田115
木村法律事務所
電話 06-6376-5082 FAX 06-6376-4665

弁護士 福 栄 泰 三



弁護士
鈴木 秋夫
(すずき・あきお)

〈出身大学〉
東京大学法学部

〈経歴〉
2000年10月
最高裁判所司法研修所修了
(53期)
大阪弁護士会登録
(中央総合法律事務所入所)

2002年8月
宅地建物取引主任者登録

2003年1月
行政書士試験合格

2004年5月
管理業務主任者登録

2006年1月
社会保険労務士登録

2007年5月
2級建設業経理士資格取得

〈取扱業務〉
金融法務、倒産法務、
民事法務、会社法務、
商事法務、家事相続法務

借地上の建物を競売で取得した場合の法律関係

弁護士 鈴木 秋夫

1 建物取得時に借地権が存続している場合

(1) 初めに

土地賃借人の所有する地上建物に設定された担保権の実行によって、競落人が建物の所有権を取得した場合には、従前の建物所有者との間においては、建物が取壊しを前提とする価格で競落された等特段の事情がない限り、建物の所有に必要な敷地の賃借権も競落人に移転することになります。

しかし、土地所有者との関係では、競落人は、敷地の賃借権(借地権)を取得したことを当然に対抗することができるわけではありません。

そのため、競落人は、賃借権譲渡の承諾を得るべく、賃貸人である土地所有者と交渉をする必要があり、土地賃借人が賃借権譲渡を承諾すれば、以後の敷地の使用について特段の問題はありません。

(2) 借地権譲渡許可の申立

一方、土地賃借人と交渉をしても賃借権譲渡の承諾を得られない場合も考えられますが、その場合でも、当該競落人が賃借権を取得しても土地賃借人に不利となるおそれがないにもかかわらず土地賃借人が借地権の譲渡を承諾しないときには、競落人は、裁判所に対して、土地賃借人を相手方として、賃貸人の承諾に代わる許可を申し立てることができます(借地借家法第20条1項)。

但し、競落人は建物の代金を支払った後2か月以内に限り申し立てることができることとされています(同条3項)、申立期間について注意を要します。この期間内は、土地賃借人は無断譲渡を理由とする解除をすることができません。

そして、借地権譲渡許可の裁判は、借地非訟手続として行われますが、裁判所は、借地権の残存期間、借地に関する従前の経過、賃借権の譲渡を必要とする事情その他一切の事情を考慮して、賃貸人の承諾に代わる許可を与えるか否かを決定します。

また、裁判所は、借地権譲渡の許可を与える場合、当事者間の利益の衡平を図るため必要があるときは、競落人に対して土地賃借人への財産上の給付を命ずることができ、借地権価格の10%程度の金額を土地賃借人に支払うことを条件と定める場合もあります。なお、相当な額の敷金を差し入れるべき旨を定めて敷金の交付を競

落人に命ずることもできると解されています。(最高裁判所平成13年11月21日決定)。

(3) 建物買取請求権の行使

競落人による借地権譲渡許可申立が認められなかった場合、競落人としては、土地賃借人に対して、競落した建物を時価で買い取るべきことを請求することができます(借地借家法第14条)。

このように、競落人は、借地権譲渡許可を得ることができず、結果として敷地を使用できないことになったとしても、建物買取請求権を行使して土地賃借人から建物の直に相当する代金を受け取ることによって、競落による投下資本を一定額回収する方法が残されています。

2 建物取得時に借地権が消滅している場合

(1) 初めに

競落人が建物の所有権を取得するときまでに、土地賃借人が、建物の前所有者である土地賃借人の地代不払いなどの債務不履行を原因として、賃貸借契約を有効に解除していた場合には、既に借地権が消滅していますので、競落人は、建物の所有権を取得したとしても、土地の賃借権の移転を受けることはできません。

そのため、競落人は、土地を不法占拠していることとなりますので、土地所有者から建物取去土地明渡請求を受けた場合には、建物を取り壊すことを余儀なくされ、建物を競落した目的を達成することができません。

また、借地権の譲渡を受けていない以上、上記1(2)の借地権譲渡許可申立の前提を欠くことになり、申立をしたとしても却下されることとなります。

なお、競売対象の建物の所有者(土地賃借人)が地代を支払わないときは、差押債権者は、借地権を存続させるために、執行裁判所に申立をして、不払いの地代を代払いする許可を得ることもできます(民事執行法第56条1項)、実務上、差押債権者による代払がなされる事案は多いとは言えないのが現状です。

(2) 競売における担保責任の追及

競売手続において借地権付き建物であることを前提として建物を買収したものの、既に借地権が消滅していたために競落した目的を達成できない場合、競落人に、売買契約を解除する権

利や、競売手続によって配当を受けた債権者に対する代金返還請求権が認められるのかは法律上論点になっています。なお、建物の前所有者に対して代金の返還請求をする方法もありますが、所有建物を競売にかけられたり、地代を滞納しているほどですので、前所有者に資力がなく代金の返還を受けるのは難しいのが通常です。

この点については、判例上、「建物に対する強制競売の手続において、建物のために借地権が存在することを前提として建物の評価及び最低売却価額の決定がされ、売却が実施されたことが明らかであるにもかかわらず、実際には建物の買受人が代金を納付した時点において借地権が存在しなかった場合、買受人は、そのために建物買受けの目的を達することができず、かつ、債務者が無資力であるときは、民法568条1項、2項及び566条1項、2項の類推適用により、強制競売による建物の売買契約を解除した上、売却代金の配当を受けた債権者に対し、その代金の返還を請求することができる。」と解されています(最高裁判所平成8年1月26日判決)。

そして、競落人が保護されるためには、建物のために借地権が存在することを前提として建物の評価及び最低売却価額(買受可能価額)の決定がされて売却が実施されたことが明らかであることが要件となっていますので、借地上の建物について入札する場合には、競売手続における現況調査報告書、評価書、物件明細書の記載内容から、地代の滞納の有無、地主による解除の意思表示の有無、地主による建物取去土地明渡訴訟提起の有無などを確認して、借地権の消滅につながる前提事実が警告されているか否かを調査する必要があります。

また、競売事件の記録に建物所有者による長期間の地代滞納が記載されていたにもかかわらず、土地賃借人に賃貸

借契約を解除する意思があるのか否かの確認等を含めて、建物取得までに土地賃借人と一切交渉しなかった競落人については、配当を受けた債権者から、競落人に重過失があったので売買契約の解除権を認めるべきではないという主張がされて、訴訟における争点になることがあります。そのため、土地賃借人に対して、賃貸借契約を解除する意思があるのか否かを事前に確認することが必要になる場合もあると考えられます。

さらに、借地上の建物の評価において、地代の滞納、地主から賃貸借契約解除の意思表示、地主による建物取去土地明渡訴訟の提起などによって、一定の割合による減価がなされる場合もあり、特に、地代の滞納が警告された上で20%の範囲内で減価されている事案については上記判例の要件を満たすと評価できるのかが問題となります。

そして、競売事件の記録上地代の滞納が警告されていたとしても、借地上の建物の評価において減価がされていない場合には、上記判例の要件を満たすことになり、競落人は保護されることとなりますが、一方で、評価書に一定の減価の記載が存在する場合には、必ずしも競落人が保護されることになるわけではありませんので、入札を検討する際の留意点と言えます。

(3) 売却許可決定の取消申立

上記判例の解釈上、売却許可決定後代金納付までの間に借地権が消滅した場合には、買受人は、不動産が損傷した場合の売却許可決定の取消申立を規定した民事執行法第75条1項の類推適用によって、執行裁判所に対して、売却許可決定の取消申立をすることができると解されています。

そのため、売却許可決定後代金納付までの間に借地権が消滅したことが判明したときは、弁護士に相談するなどして、執行裁判所に対する売却許可決定の取消申立を検討すべきです。





弁護士
瀧川 佳昌
(たきがわ・よしまさ)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
2003年10月
最高裁判所司法研修所修了
(56期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
(15年10月)

〈取扱業務〉
金融機関を中心とする債権
回収(保全・訴訟・執行)、そ
の他業務全般に対する法律
相談。企業の清算手続、消費
者契約、不動産取引等請負
紛争、民事商事法務全般。

契約解除に関する多方面からの検討

弁護士 瀧川 佳昌

1 はじめに

近時の景気の急速な悪化に伴いまして、金融機関からはコベナンツ条項に基づく期限の利益の喪失、通常の事業会社からは取引契約の解除あるいは債務履行の拒絶の可否の相談が非常に多くなってまいりました。

しかしながら、具体的事例において、解除条項に該当するか否かの判断が難しい事例あるいは、解除権の法的な制限を受けると解される事例、あるいは契約条項が不十分なため解除権の行使に支障を来す事例が多々見受けられます。

契約の解除については、相手方の信用状況が不安であり契約の継続がリスクを伴う場合やその他の(ビジネス上の)理由で取引先の変更を希望する場合には契約の解除が必要となる反面、それが無効である場合には本来果たすべき債務を履行しないため債務不履行に基づく損害賠償に直結することが多いというリスクがあるため、どのような場合に契約を解除することが出来るかというのは企業活動にとって、極めて重要な課題となります。

については、基本的事項ではありますが、契約の解除について、契約上の留意点、解除権が法的に制限される場合、契約上規定がない場合でも認められる解除権あるいは債務の履行の拒絶権について、以下簡単に述べさせていただきます。

2 契約上の解除条項の留意点

契約上の解除条項については、大きく分けて、契約期間中の解除を定める条項、一定の事由が発生したときに通知による解除を定める条項、一定の事由の発生を条件として当然に契約が解除されるとする条項があります。

何れの場合であっても、解除事由は明確に且つ具体的な記載を行うことが望ましいですが、他方であらゆる状況を想定することにも限界があるため、包括的な条項がおかれるのが一般的であります。

近時、頻繁に相談を受けるのが「経営が悪化し、または悪化のおそれがあると認められる相当の理由があるとき」あるいは「乙に契約代金を支払う能力がないことが明らかとなったとき」といった条項がある場合に、当該条項を根拠に解除可能かというものです。

契約の解除は、相手方に与える不利益も非常に大きいため、上記条項で解除が可能かについてはある程度厳格に解釈される可能性があり、難しい問題があります。もし相手方の一定の信用不安を解除理由としたのであれば、契約条項に一定の工夫を行うことが望ましいと思われれます。

例えば、明確に純資産額や自己資本比率あるいは経常利益金額について一定の数字(割合)を下回った場合に解除を可能とする条項や、一定の不動産担保を条件とした取引である場合には、不動産の評価額と解除条項を連動させる等、案件に応じた解除条項を設けるのが重要と思われれます。また、包括条項を用いるにしても、一定の例示を示した包括条項とすれば、当該例示部分は解除可能な場合と判断されやすいため有用と考えられます。その他、当該企業の信用が特定の取引先の企業との取引関係に依存している場合あるいは親会社の信用に依拠している場合等には、当該取引先との取引維持や親会社の連結対象維持をコベナンツとすることでリスクコントロールが可能となります。

また、契約の解除は、解除を行う側の契約上の権利の喪失ももたらすため、当然解除によると帰責性のない当事者にも予期せぬ不利益をもたらす場合があります(例えば、代替業者の選定を行うまでは相手方に業務の実施を請求したい場合当然解除によると業務の空白が生じる可能性があります)、当然解除条項と請求解除条項の棲み分けも重要な問題です。

さらに、契約期間中の解除については、解除を行うにあたって対価が発生するか否か及び対価の算定基準を明確に定めておかないことを原因とした紛争も多々見受けられます。

継続的契約においては、定型的に1年毎に自動更新を定めている契約例を多々見受けられますが、実際には、長期間の契約が達成できないと(初期)投資コストが回収できないような場合に何らの手当をおかないと、予期せぬ不利益を被ることとなります。

このように、契約の解除事由あるいは解除された場合の法律関係について明確に定めておくことは契約のリスクコントロールの基本的な事項と考えられます。

3 解除権の制限について

契約において、解除事由を定めても、解除事由に該当すれば無制限に解除が認められるわけではありません。

①継続的契約における信頼関係理論による解除権の制限
②権利濫用・信義則等私法上の一般法理による解除権の制限
③倒産法制による解除権の制限
④特別法等による解除権の制限等があり、契約のみに依拠すると、解除が認められず、損害賠償を受けてしまう結果になりかねません。概説すると以下のとおりです。

(1) 信頼関係理論について

継続的契約については、厳密には契約類型毎に裁判例において解除権が制約される場合の温度差があるところですが、多くの継続的契約類型において、信頼関係理論が用いられています。

これは、とりわけ継続的契約に一方当事者の利益が大きく依存しているような場合に、形式的に債務不履行事由や解除事由があったとしても、信頼関係が破壊されていないような場合には解除を行うことができないとするものです。

(2) 権利濫用・信義則等一般法理による解除権の制限

また、解除権の行使もそれが権利の濫用と認められる場合や、明らかに合理性を欠くような場合には権利の濫用や信義則といった一般法理による制限を受けることになります。

上記については、裁判例上、当事者間の力関係といったほかに、契約の交渉経緯、取引経緯、解除されるまでの交渉経緯等の諸般の事情が斟酌されていますので、このような経緯についても、記録化しておくことが望ましいと思われれます。

(3) 倒産法制による解除権の制限

倒産法上、会社更生の申立や民事再生の申立を原因とした解除特約の有効性が否定されることがあります。最高裁昭和57年3月30日の第三小法廷判決は、売買契約につき会社更生の申立を原因とした解除特約は無効である旨判示し、近時の最高裁平成20年12月16日の第三小法廷判決は、フルペイアウト方式によるファイナンス・リース取引において、民事再生の申立を原因とする解除特約を無効としております。いずれも、会社更生や民事再生の目的に反するというを理由としており、この判例理論からは継続的契約等について、倒産手続開始を原因とする解除特約が無効とされる可能性があります。

これら倒産手続の申立を原因とした解除特約は、一般的に用いられているところですが、十分な留意が必要となります。

(4) 特別法による解除制限

また、特別法で、直接解除権を制限しているものがありますので、これらの精査も必要となってまいります。

4 解除権・履行拒絶権について

契約で解除権は明記しておくことが望ましいことは上述のとおりですが、契約で規定がなくても解除あるいは履行の拒絶をなし得る場合があります。

一般的な債務不履行による解除は勿論の他、信頼関係理論の裏返しとして継続的契約において信頼関係が破壊されたことを原因とする解除、特定商取引法等によるクーリングオフや特定継続役務の中途解約がありますし、請負契約や委任契約においては、原則として損害賠償の問題はあるとしてもいつでも解除自体は可能となっています。

また、近時の契約の相手方の信用不安を理由とした債務の履行を拒絶できるかについては古くから不安の抗弁というのが裁判例上認められてきました。

この不安の抗弁が認められる要件としては、裁判例により差異はあるものの概ね①相手方の債務の履行の対価を支払う能力に客観的に見て疑問があること②不安を解消するよう相手方に一定の説明を求めたり、担保の要求を行ったにも拘わらず、相手方がそれに応じないこと等が要求されています。

①については、主観的な不安では足りず、一定の客観的事実が要求されていることに意義があり、②については、客観的に不安があったとしてもいきなり債務の履行を拒絶するのではなく、不安の解消の機会を相手方に与えるという点に意義があります。

したがって、不安の抗弁を理由に債務の履行拒絶をするにあたっては、交渉状況の記録や、相手方の信用状態に関する客観的な記録を留めておくことが重要となってまいります。

5 まとめ

以上極めて概略ではありますが、近時契約の解除に関する相談が相当多くなってきたことから、改めて概説させていただきました。



弁護士
金澤 浩志
(かなざわ・こうじ)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
2004年10月
最高裁判所司法研修所修了
(57期)
中央総合法律事務所入所
2008年4月
信託法学会入会

〈取扱業務〉
企業法務、
金融法務・ファイナンス、
M&A・企業再編、
民事・商事法務



外国法研究員(中国律師)
顧 暁
(こ・ぎょう)

〈経歴〉
2000年
神奈川大学法学研究科博士
前期課程修了(修士号取得)
2002年
中国律師登録
(北京煒衡律師事務所)

〈取扱業務〉
中国ビジネス及び金融法務

外国資本による中国信託業への参入

弁護士 金澤 浩志
外国法研究員 顧 暁
(中国律師)

中国は、2001年のWTO加盟に際して、金融サービス市場の対外開放について承諾しましたが、信託業の開放に関しては特に触れられませんでした。しかしながら、銀行業、証券業、保険業等についての段階的な市場開放による外国資本の参入が勢いを増す中で、その勢いは信託業にも及ぶに至り、国際社会に対して信託業の開放について承諾していないにもかかわらず、外国資本による中国信託業への参入が必然の流れとなってきました。

2001年10月に施行された『信託法』、並びに2007年3月1日に施行された『信託会社管理弁法』及び『信託会社による集合資金信託スキームの管理に関する規定』が、いわゆる“新一法両規”として中国における信託法規の中核を形成するようになり、また、同年7月に中国銀行業監督管理委員会(以下「銀监会」といいます。)¹が『非銀行金融機構の行政許可事項に関する実施弁法』(以下「実施弁法」といいます。)²を公布して、外国資本による中国信託業への参入規制を明確に定めるに至って、中国信託市場に対する外国資本の関心は一層高まることとなりました。

本稿では、まず中国の信託会社がどのような業務を行うことができるのかについて確認した上で、外国資本による中国信託業への参入スキームや、参入する際に課せられる規制の概要等について紹介したいと思います。

一 中国の信託会社が取り扱うことのできる業務

中国の信託会社がどのような業務を取り扱うことができるかについては、『信託会社管理弁法』16条が定めており、同条によれば、信託会社は次に掲げる人民元及び外貨業務の一部又は全部の実施を申請することができるとしています。すなわち、①金銭信託、②動産信託、③不動産信託、④有価証券信託、⑤その他財産又は財産権信託、⑥投資ファンド及びファンド管理会社の発起人としての投資ファンド業務への従事、⑦企業資産再編、M&A及びプロジェクトファイナンス、アセットマネジメント、財務顧問等の各業務、⑧國務院関係部門が認可した証券販売業務の受託、⑨仲介、コンサルティング、信用調査等の業務の代行、

⑩保管及び金庫代行業務、⑪法律が規定する又は銀监会が認可するその他の業務です。

また、同法17条及び22条において、中国の信託会社は、公益信託業務、対外担保業務にも従事することができる旨が定められています。

二 参入スキームの概要及び留意事項

1 外国資本が中国信託業へ参入する方法としては、①信託会社を新規設立する方法、②既存の信託会社の株式を買収する方法、③上場信託会社に資本参加する方法の三通りが考えられます。

まず、①新規設立の方法による場合には、その手続としては、外国資本が中国国内パートナー(非金融機関も含みます。)³と共同出資することによる信託会社の設立を銀监会に対して申請し、法律に基づく審査認可を受けて「金融許可書」を受領する必要があります。

次に、②既存の信託会社の株式を買収する方法による場合には、外国資本が、当該信託会社の中国国内株主から株式を取得することとなります。この場合、外国資本の取得する株式数が当該信託会社の発行済株式数の25%以上となった場合には、当該信託会社は外国資本金融機関に変更され、外国資本金融機関としての監督管理を受けることとなりますので、この点留意が必要です。

最後に、③上場信託会社に資本参加する場合には、適格国外機関投資家(QFII:Qualified Foreign Institutional Investors)として証券取引所における取引を通じて当該信託会社の株式を取得するか、あるいは、『外国投資者の上場会社に対する戦略的投資に関する管理弁法』に基づき、当該信託会社と戦略的提携関係を構築し、中国証券監督管理委員会の認可を得た上で、当該信託会社の株式を取得する方法によることとなります。

2 上記の方法のうちQFIIとしての株式取得の場合を除いては、いずれの場合においても、中国信託業の監督管理機関たる銀监会の認可ないし監督管理を経る必要があります。また、商務部審査認可の取得や工商行政管理部門による登記

手続も行わなければなりません。

なお、現状、監督管理機関たる銀监会が、既存の中国信託会社の経営システムを整える作業に注力しており、上記①の新規設立の方法については、事実上審査認可手続が停滞している状況とのことです。そのため、現段階において審査認可を受けている外国資本の参入は、全て②又は③の方法によって行われ、または行われようとしています。

三 外国資本の参入基準等

続いて、外国資本が中国の信託会社に資本参入する際の基準・規制について紹介いたします。

まず、参入主体の点につき、中国の信託会社に対して資本参入することができる外国資本は、国外金融機関⁴に限られています。

そして、国外金融機関が中国の信託会社へ投資する場合は、当該国外金融機関が次の各条件を具備している必要があるとされています。すなわち、①直近1会計年度末における総資産の額が、原則として、10億米ドルを下回らないこと、②銀监会が承認する国際的評価機関が発表する直近2年間における長期信用格付が良好であること、③財務状況が良好であり、直近2会計年度において連続して利益を上げていること、④当該国外金融機関が商業銀行である場合にはその自己資本充足率が8%を下回っていないこと、当該国外金融機関が商業銀行以外の金融機関である場合にはその住所地を管轄する国家及び地域の監督当局における監督管理規制が要求する基準を充足していること、⑤当該国外金融機関における内部統制制度が健全かつ有効に機能していること、⑥取得することとなる信託会社の株式を、取得後3年以内に譲渡、質権設定または信託設定しないことを承諾し(但し、銀监会が法律に従い譲渡命令を出した場合を除きます。)、かつその旨を会社の定款に明記すること、⑦登録地の監督管理制度が整備されていること、⑧所在国の経済状況が良好であること、⑨銀监会が規定するその他の条件、とされています(実施弁法9条)。

また、一の信託会社に対して、外国資本1社のみが資本参入する場合には、その資本参入比率が20%を超えてはならず、かつ当該外国資本及びその関連企業⁵が資本参入する中国の信託会社の数は2社を超えてはならないという制限があります(実施弁法10条)。一の信託会社に対して複数の外国資本が資本参入する場合には、外国資本による資本参入比率が合計で25%以下でなければならないとされています(『国外金融機関による中国資本金融機関への投資による株式参入に関する管理弁法』9条)。

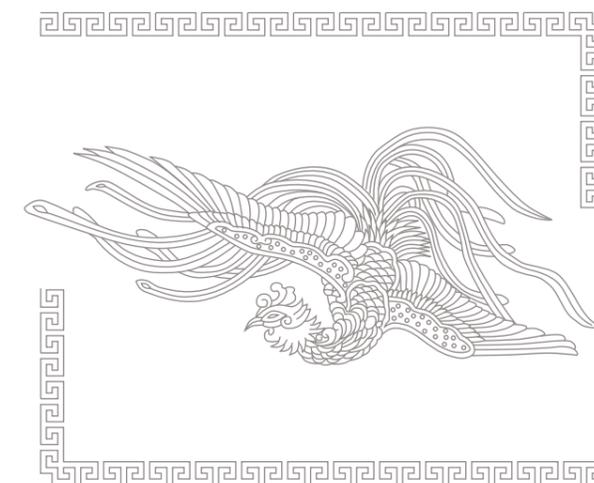
四 外国資本による中国信託業参入の展望

中国の信託会社については、従前は良好と言えない政策環境の下、その運営状況はそれほど芳しくありませんでしたが、外国資本参入が可能となったことにより、今後は信託会社の規模拡大や多業務展開に伴う金融イノベーションの進展が期待されることから、近い将来において、株式価値の上昇が実現する可能性が高いと一般に評価されており、キャピタルゲイン取得目的での中国の信託会社に対する投資が見込まれます。

また、従前は、外国資本がファンドを組成して合法的に中国国内で資金募集することができるのは、証券投資ファンドを通じてのみでしたが、中国の信託会社の業務範囲に投資ファンド業務への従事が含まれていることから、中国の信託会社を通じて、有価証券に限らずその他の様々な資産に対して投資するファンドを組成して中国国内で資金を募集することができることとなります。

このように、キャピタルゲイン取得目的での投資や戦略的事業展開目的での投資など、外国資本による中国信託業への参入が見込まれており、同市場に関する動向については引き続き注目していく必要があると考えられます。

1 国際金融機関及び外国金融機関を含む。国際金融機関とは、世界銀行及びその附属機構、政府間開発性を有する金融機構、並びに銀监会が承認するその他の国際金融機構を指す。外国金融機関とは、外国で登録設立された金融ホールディング会社、商業銀行、証券会社、保険会社、ファンド及び銀监会が承認するその他の外国金融機関をいう。『国外金融機関による中国資本金融機関への投資による株式参入に関する管理弁法』2条参照。
2 『会社法』及び『企業会計準則』の関係規定に従う(『信託会社管理弁法』14条3項)。



技術を営業秘密として守っていくには

弁護士・弁理士 山田 威 一 郎



弁護士
弁理士 山田 威 一 郎
(やまだ・いいちろう)

〈出身大学〉
京都大学法学部
京都大学法科大学院

〈経歴〉
1999年11月
弁理士登録
2000年3月
三枝国際特許事務所入所
2007年12月
最高裁判所司法研修所修了〈新60期〉
大阪弁護士会登録
弁理士法人中央総合法律事務所入所
2008年10月～
大阪大学法学部非常勤講師（商標法）

1. はじめに

現在、経済産業省で営業秘密の漏えいに関する刑事罰を重くする法改正の準備が進められています。

ただ、刑事罰を重くすれば、ただちに、営業秘密の漏えい行為がなくなるというわけではなく、営業秘密を守っていくためには、会社の内部で管理体制を整備していくことが何よりも重要となります。

2. 技術を保護するには-特許か、ノウハウか

研究開発の結果、なにか新しい技術が生まれた場合、その技術を第三者の模倣から守っていく手段としては、特許権を取得する方法と、ノウハウとして秘匿する方法が考えられます。

(1) 特許権の取得

新たに開発した技術が、新規性、進歩性の一定の要件を満たす場合、特許を取得することができます。

特許権が成立した場合、第三者の侵害行為に対して、差止請求、損害賠償請求等の権利行使が可能となりますが、その反面、出願内容が出願から1年半経過後に公開され、第三者の研究開発に情報を利用されることとなります。

また、工場内で行われる商品の製造方法などに関しては仮に特許権を取得しても、第三者の侵害の有無を把握できず、結局権利行使ができないおそれがあります。

(2) ノウハウとして秘匿

新たな技術を保護するもう1つの方法は、ノウハウとして秘匿するという方法です。

ノウハウの秘匿は、秘密管理を徹底できる場合には有効な方法ですが、現実には、秘密管理を貫徹することは困難であり、また秘密の漏えいの立証も困難であるという点が否めません。また、秘密として保持している技術につき、第三者が特許権を取得してしまうことがあり、その場合、特許権侵害で第三者から提訴されるリスクを負うことになります。

3. ノウハウの保護に適した技術

上記のとおり、技術の保護の仕方には2通りの方法がありますが、そのいずれを選択するかはケースバイケースで判断せざるを得ません。

新しい発明に関しては、特許出願をするのが基本的なスタンスになると思いますが、特許性の弱いものや、製法などのように侵害行為の確認が困難なものについてはノウハウとし秘匿することを積極的に考えてよいのではないかと思います。

また、特許出願をする場合にも、ノウハウ的な部分については、特許出願の中に記載せず、秘密管理していくなどの工夫も重要になります。

4. 技術ノウハウを保護していく上での留意点

(1) 営業秘密の管理体制の整備

わが国では、不正競争防止法によって、営業秘密が保護されていますが、判例によれば、十分に秘密管理されていない情報についてはそもそも「営業秘密」にはあたらないとの考えがとられています。

たとえば、誰でもアクセスできるコンピュータに保存されている情報や、紙に印刷したものを「秘」の印もつけずに保管していたような場合には、「営業秘密」とはいえないとの判断がなされがちです。

そのため、技術ノウハウを営業秘密として守っていくためには、会社の内部で営業秘密の管理体制を整備することが重要となります。

そして、この営業秘密の管理体制の整備に関しては、経済産業省が「営業秘密管理指針」を定めていますが、この指針によれば、物理的・技術的管理、人的管理、組織的管理に分けて、営業秘密保護のための社内制度の整備に向けた提言がなされています。

(2) 先使用権の立証の準備

技術をノウハウとして秘匿する場合にもう1つ気をつけなくてはいけないのが、先使用権の立証の準備の点です。

ある発明をノウハウとして秘匿した場合、その内容は公にはならないため、第三者がそれと同じ技術の特許出願した場合、新規性、進歩性が認められ、特許権が成立してしまう可能性があります。

その場合に、かかる発明を先に実施していた主体に継続的な実施を認める権利が先使用権です。

特許法79条によれば、先使用権の要件は、出願前に発明を完成したことと出願前に実施の準備をしていたことの2点となりますので、発明をノウハウとして秘匿する場合には、①発明の完成に至るまでの技術関連書類（研究ノート、技術成果報告書、設計書・仕様書）、②発明の実施の過程を示す事業関係書類（事業計画書、事業開始決定書等）を作成、保管し、先使用権の立証の準備をしておくことが重要です。

また、日付の立証を確固たるものにするためには、企業内で作成した文書（技術関連書類、事業関連書類）を袋とじし、公証人の確定日付をもらうなどの方法も有効です。

5. 最後に

ノウハウの保護に関しては、まだ意識が薄い会社が多く、社内体制が十分でないケースも多くみられるようです。社内体制の整備にあたっては、意識改革からスタートする必要があるが、その場合の体制整備は簡単な問題ではありませんが、当事務所としても、社内規程の整備、社内教育などできる限りのお手伝いをさせていただきたいと思っています。

裁判エッセイ 29 ●

常識のたね

弁護士 川口 富男



弁護士

川口 富男

(かわぐち・とみお)

〈出身大学〉
京都大学法学部

〈経歴〉
1959年4月
最高裁判所司法研修所修了
(11期)
裁判官任官
東京高等裁判所、大阪高等
裁判所、大阪地方裁判所等
の裁判官および最高裁判所
調査官として民事裁判に携
わる。

京都家庭裁判所所長、京都
地方裁判所所長、高松高等
裁判所所長官歴任

1999年11月
高松高等裁判所所長官を定年
退官

2000年1月
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

〈前〉
日本調停協会連合会副理事長
近畿調停協会連合会会長
大阪民事調停協会会長

〈現在〉
財団法人国際民事法センター
理事
年金記録確認大阪地方第三
者委員会委員長
一般社団法人総合紛争解決
センター理事長

〈取扱業務〉
民事法務、商事法務、会社
法務、金融法務、倒産法務、
行政法務、家事相続法務

平成19年に放映されたNHKの朝のドラマ「ちりとてちん」は、上方落語家の話でした。見ていて驚いたのは、落語家の内弟子は、師匠の家に住み込んで料理洗濯掃除等の家事を担当し、師匠の身の回りの世話もするのですが、教えを受けるための束脩(入学金)や月謝といった対価を支払う必要がないことです。それに、生活費等の一切は師匠持ちであり、かつ、弟子は自分の師匠だけではなく、一門に限らずどの師匠からも教えて貰えるが、それも一切無料であるということです。

このように言うと、落語界の師匠は金銭的に相当の余裕があるように見えますし、昨今のように落語ブームと言われる状況ですと、それもうなずけるのですが、一昔前はそのようなことはなかったし、収入があっても、芸のこやとか言って散財してしまうので、生活費がいつも潤沢であるという保証はないようです。

生活費レベルでは貧乏所帯といってもよい状態なのに、内弟子の生活費まで抱え込んだその上に、よその落語家にも無料で教えるのです。食べ物も十分でないときは弟子と分け合うと言いますし、ある師匠は、戦後の食糧難の時に、習いにきたよその落語家には白米の握り飯を提供し、師匠と内弟子は粗末な食事でのいであいたという話も聞きます。教える方の真剣さと真心がうかがえるエピソードです。

落語家の卵は、内弟子修行を通じて、常識や礼儀を教わり、落語を教わるのですが、話の筋、話し方や間を教わることは当然として、それ以上に大切なこととして、落語の持つたかかさや深み、そして軽みを生み出す落語の心といったものを伝達されるのでしょう。

落語は、一人の語りだけで大勢の聞き手を、導入部のマクラで掴んで、滑稽話を中心とする、異界と言ってよい世界に自然にいざない、最後のオチでもとの世界にふっと戻す話芸ですが、聞き手としては、現世を離れ異界をたまたま心地よさを求めて、同じ話でも何回も聞くのです。

話の筋や話し方を学ぶだけではあれば、録音テープやDVDでも間に合いますが、それだけで、聞き手を何回も異界にいざなうような至芸を会得できるはずはありません。その土台にある落語の心といったものが大切で、師匠方は、これを伝えるために昔からいろいろ工夫をし、試行錯誤を繰り返した挙げ句の到達点に現在の落語界での伝達のしきたりがあるのだと思います。この方法は、東西の落語界で同じように行われていると言いますから、究極の方法と言ってもよいでしょう。

裁判官、検察官、弁護士から成る法曹の世界で、この落語の心に相当するのは何でしょうか。私見によれば、それは常識とかセンスとかリーガルマインドと言われるバランス感覚です。正義感こそ大切だという文脈もありますが、正義感もバランス感覚の、重要ではあるが一発露であると位置付ける位の方が、イデオロギーに流されず、過剰にならず、自然かつ柔軟で、持続する力を発揮できるように思っています。

山田監督の「寅次郎恋愛塾」で、平田満演ずる司法試験浪人が、ヒロイン樋口可南子に失恋

したと思ひ込んで自殺行をし、騒ぎを起こしたあげく、受験を諦めるのですが、世話になった寅さん宛の手紙の中で「人の生命、財産を左右する立場にある法曹には常識が大切であるのに、豊かな常識を持っている寅さんと違って常識を欠いている自分には司法試験を受ける資格がないと分かったから、受験を諦める」という趣旨のことを述べます。寅さんを豊かな常識人とみなすところがいかにも喜劇ですが、さすがに山田監督だけあって、事柄のつぼを押さえているではありませんか。

しかし司法試験は法律の試験ですから、合格者が常識を備えている保証はありません。それに常識は本を読めばよい、教われば会得できるというものではありません。

◇ ◇ ◇
どうすれば常識が身につくのでしょうか。確かな方法は、常識のある人との接触を通じて常識のたねを貰い(或いは盗み)、発芽させ、教養という名の肥やしで育て、剪定を繰り返すことです。これは一生の問題であり、育て方、剪定の仕方、先達から有形、無形に習うことが大切であり、平行して、自らも読書や反面教師を含むいろんな人との交わり等を通じて意識的に耕すこと、つまり涵養することを欠かせません。

このように常識の涵養は一生の問題ですが、修行時代というものもあり、法曹界では、司法修習生時代に各地の裁判所、検察庁、弁護士会での多くの先輩法曹からの個人指導を中心とする接触が大切とみなされています。ここで常識のたねを貰うのです。先輩法曹からの伝承が大切なのは、その「常識」がその更なる先達からの伝承であることと、先輩自身の涵養に加えて、実務の荒波を通じた批判を経たものだからからです。

私が裁判官をしていた大阪地裁の民事裁判の実務修習を例にとりましょう。当時民事裁判に関しては、修習生は2名ずつ一つの合議部に4か月間配置され、裁判官と一緒に法廷に入り、合議に加わり、判決起案をし、その添削を受ける、というのが裁判実務修習の基本で、修習生の志望先にかかわらずみっちり行われます。この実務修習自体にも常識のたねの伝達が含まれるのは当然ですが、それと共に、私は(他の裁判官も同じですが)、事件の背景や、広く社会、経済、文学、歴史その他もろもろのことが話題に上がる雑談をするようにしていました。この裁判エッセイの題材のような話です。それもなるべく今審理していて、修習生が見聞した事件を契機とした雑談をすると吸収率が高まるようでした。雑談の場所は、裁判官室がほとんどですが、気分を変えるために、外で飲食を共にしながらということもあり、自宅に招くこともありました。

落語家の世界とは形こそ違いますが、似通った理念、雰囲気、各実務家は無私の境地で修習生に接し、スキンシップよろしく常識のたねを伝達するのです。その実務家自身が同じように扱われてきたことが背景にあります。このように、常識のたねの伝達は、法律実務についての知識の伝達と同等、或いはそれ以上に大切なこととみなされています(今は修習期間が半分になり、人数も増えていますが、個人的接触面は従来より薄くならざるをえないとは思いますが、常識のたね伝達の質を落とす訳にはいかないのがつらいところ)。

「税務職員の調査力と審理力」



税理士
岡山 栄雄
(おかやま・えいお)

〈出身学校〉
高知学芸高等学校
関西学院大学経済学部

〈出身地〉
高知県四万十市

〈主な経歴〉
大阪国税局 総務部 企画課長
大阪国税局 査察部 管理課長
大阪国税局 査察部 次長
国税不服審判所 審理部 副審判官
福知山税務署 署長
南 税 務 署 署長

〈中央総合会計事務所〉
大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル6階603号
TEL 06-6363-2063
FAX 06-6363-2067

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

- 1 税務行政は、調査、指導、相談、広報の四本柱が事務の中心となっています。その中でも調査事務に従事している職員が過半数を占めています。代表的な法人税調査では、納税者の申告内容を、次の順序に従って事実確認していきます。このため税務職員には、専門的職業人の能力として「調査力」と「審理力」が必要です。
 - ① 税務調査は、まず調査先に関する準備調査を確実にを行います。過去の調査内容の検討、各種内部資料の分析、投書など部外情報の収集、業界特有の取引形態の勉強などです。
 - ② 税務調査は、経営資源であるヒト、モノ、カネの動きを税務の面から検討していきます。税金の過少申告は、売上や収入などプラス科目を減少させる方法、原価や経費などマイナス科目を増加させる方法に大別されます。このプラスとマイナス科目を、取引状況、決済方法、記帳内容の順に確認します。
 - ③ 経済取引は、詩人ゲーテが人類の創造した最高のものと言った複式簿記の原理によって借方(Dr.)と貸方(Cr.)に仕訳できます。税務調査は、納税者の経済活動を取引の二重性に基づいて仕訳し、貸借平均の原則によって、正しい損益(P/L)計算と財産(B/S)計算を行います。
 - ④ 最後に、その計算内容が税法の規定に適合しているかどうかを審理面から検討し、適正でない場合は、修正申告を懲滯するか、更正決定を行います。ただし修正申告をするなど異議申立てなど権利救済ができなくなります。
- 2 税務職員の「調査力」は、数多くの事例を経験することで向上します。特に、困難な事案を経験することが一番の勉強になります。それも机上の空論ではなく実体験として自分の体で覚えることです。ところが人間の能力は一定のところまでは個人の努力によって達成できますが、究極的にはその人の持っている職業人としてのセンスに左右されます。ただ税務職員として注意すべきことは、国家権力を振りかざし、非常識な無理難題を押し付ける「理論なき実践は盲目である」と言われないことです。
- 3 税務職員の「審理力」とは、調査によって判明した事実に対して、法令を適用する理論的な能力のことです。相続税法が民法、法人税法が会社法、国税犯則取締法が刑法などを準用していることから、税務職員は六法全般にわたる基礎知識が必要です。加えて、専門知識として、各税目に関する法律、政令、規則、通達などを体系的に熟知する必要があります。また経済取引は、簿記会計によって数値化されていますので、会計原則に関する高度な知識も要求されます。しかし法令通達の一言一句に拘泥するなど、理屈が優先して「実践なき理論は空疎である」と言われないことです。
- 4 税務職員は、対人関係が主となる職業です。個人の「人間力」としての人柄が重要となります。したがって文武両道、知行合一が理想の姿であると言われています。税務職員に限らず、人間には実践的な能力と理論的な能力のほかに、全人的な能力が必要です。論理学における実践と理論、それと止揚の関係、学校教育における体育、知育と徳育の関係と同じです。このことは、一般社会における職業人の能力である実務処理と専門知識、加えて人間性の問題にも通じるものだと思います。

大阪事務所



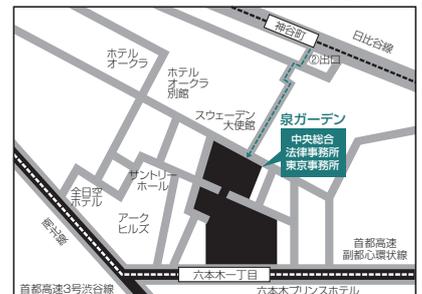
弁護士法人

中央綜合法律事務所

<http://www.clo.jp>

- 大阪事務所
〒530-0047
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階
TEL. 06-6365-8111(代表) FAX. 06-6365-8289
- 東京事務所
〒106-0032
東京都港区六本木1丁目6番3号 泉ガーデンウイング5階
TEL. 03-3568-7244(代表) FAX. 03-3568-7245

東京事務所



●所属弁護士等

- | | | | | | | |
|------------|-----------|----------------------|-----------|------------|------------|-----------|
| 弁護士 中務 嗣治郎 | 弁護士 岩城 本臣 | 弁護士 森 真二 | 弁護士 加藤 幸江 | 弁護士 村野 譲二 | 弁護士 安保 智勇 | 弁護士 中光 弘 |
| 弁護士 中務 正裕 | 弁護士 中務 尚子 | 弁護士 村上 創 | 弁護士 小林 章博 | 弁護士 錦野 裕宗 | 弁護士 鈴木 秋夫 | 弁護士 藤井 康弘 |
| 弁護士 國吉 雅男 | 弁護士 瀧川 佳昌 | 弁護士 堀 貴博 | 弁護士 衛藤 祐樹 | 弁護士 金澤 浩志 | 弁護士 山田 威一郎 | 弁護士 中野 清登 |
| 弁護士 吉田 伸哉 | 弁護士 田口 健司 | 弁護士 平山 浩一朗 | 弁護士 古川 純平 | 弁護士 松本 久美子 | 弁護士 柿平 宏明 | 弁護士 赤崎 雄作 |
| 弁護士 川口 富男 | 弁護士 岡村 旦 | 外審法研究員 顧 曉
(中国律師) | 法務部長 寺本 栄 | 法務部長 角口 猛 | 法務部長 野草 弘嗣 | |